

銚子市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定により市長が行う社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関し必要な事項を定め、統一的かつ効率的な指導監査を行うことにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）及び前回の指導監査の結果等を踏まえ実施し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、法人の運営水準の向上のために必要な助言、指導等を行うものとする。
- 2 指導監査の実施に当たっては、前項の規定を踏まえ、毎年度当初に指導監査等実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。
- 3 実施計画の策定に当たっては、社会福祉課（以下「総括課」という。）と法人が行う事業を所管する市関係各課（以下「関係課」という。）が十分な連携を図り、実施時期等を調整するものとする。

(指導監査の対象)

第3条 この要綱による指導監査の対象は、法第30条第1項第1号の規定により市長が所轄する社会福祉法人とする。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

(一般監査)

- 第5条 一般監査は、第2条第2項に定める実施計画に基づき、定期的の実地において行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般監査は、法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合、随時実施することができる。

(特別監査)

- 第6条 特別監査は、法人の運営等に重大な問題を有する法人に対し、随時、実地において行うものとする。
- 2 特別監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(一般監査の実施方法)

第7条 一般監査は、総括課と関係課が合同で行うものとする。

- 2 第5条第1項の一般監査（以下「定期一般監査」という。）の実施に当たっては、原則として、指導監査実施日の2か月前までに、指導監査の期日、指導監査職員の氏名その他必要な事項を記載した一般監査実施通知書（別記様式第1号）により当該法人に対して通知する。
- 3 定期一般監査を実施するときは、指導監査実施日の14日前までに、当該法人に対し、一般監査実施通知書に記載する指導監査事前提出資料を提出させるものとする。
- 4 定期一般監査は、前項の規定により提出された指導監査事前提出資料をもとに当該法人の運営状況等について、法人の役員、職員その他関係者（以下「代表者等」という。）から説明を求めるほか、必要に応じて帳簿等書類を確認することにより行う。
- 5 第5条第2項の一般監査（以下「臨時一般監査」という。）の実施に当たっては、事前に、指導監査の期日、指導監査職員の氏名その他必要な事項を当該法人に通知する。
- 6 臨時一般監査は、法人の運営等に問題が発生し、又はその恐れがあると認められる事項について、代表者等から説明を求めるほか、必要に応じて帳簿等書類を確認することにより行う。
- 7 一般監査は、当該法人の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- 8 一般監査は、必要に応じて千葉県その他関係行政機関等が実施する監査と同時に行うことができる。

(指導監査の講評)

第8条 指導監査を実地において行った場合、指導監査終了後、当該指導監査の結果の概要について、代表者等に対し講評を行う。

(復命)

第9条 指導監査を実施した職員は、指導監査内容について別に定める社会福祉法人指導監査調書により、復命するものとする。

(指導監査結果の通知及び改善指導等)

- 第10条 指導監査の結果について、必要な是正又は改善の有無及び内容について法人に指導監査結果通知書（別記様式第2号）で通知する。
- 2 前項の通知は、指導監査実施日からおおむね30日以内に行うものとする。
 - 3 法人は、是正又は改善の状況について、指導監査結果通知書が到達した日から60日以内に、指導監査に対する改善状況報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由により期限内に前項の報告書を提出できないとの申出を代表者等から受けた場合は、その理由及び報告予定日を文書で報告させたいと指導することができる。ただし、上記理由が解消した時点で速やかに指導監査に対する改善状況報告書を提出させなければならない。
- 5 市長は、第3項の報告書について、是正又は改善の内容に係る審議及び議決をした理事会及び評議員会の議事録の写し、その他の是正又は改善の内容を確認できる書類等必要な書類を添付させることができる。

(監査整理簿)

第11条 市長は、指導監査結果について記録するために、社会福祉法人監査整理簿（別記様式第4号）を作成し、整理するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 指導監査の円滑な実施とその実行を期するため、千葉県その他関係行政機関との連携を十分図るものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。